

令和8年度 調布市立石原小学校「学校いじめ防止対策基本方針」

○いじめ防止対策に関する法令等

- ・いじめ防止対策推進法
- ・東京都いじめ防止対策推進条例
- ・調布市子ども条例
- ・調布市教育委員会教育目標及び基本方針
- ・調布市教育委員会「いじめ防止対策委員会」設置実施要項等

目指す児童・生徒像
一人一人のちがいを認め、明るく元気に生活し、誰とでも仲良く助け合うことのできる子ども

○目標策定の方針
児童の実態(子どもらしく素直な児童が多い。学区に児童養護施設、母子支援施設を抱え、困難な成育歴を抱える児童が多い。)や保護者、地域の願い(誰とでも仲良く力を合わせて学校生活を送ってほしい。)にそった目標の策定

いじめ防止等に関する学校の目標

- 「するを許さず」いじめを許さない心・「されるを責めず」いじめられている子を責めない心・「いじめに第三者なし」「いじめはいけない」と言える心を育む
- 児童一人一人に向き合い、感度を高め、いじめを認知し、対応していく
- ☆いじめ防止等の対策のための組織・・・生活指導部 学校運営連絡会

いじめの未然防止・早期発見のために

○教職員の指導力の向上

- ・いじめの未然防止のための視点(人権教育プログラムを利用した年3回の研修、いじめ発見のチェックシートの活用)

○学校の組織的対応

- ・生活指導部での情報交換
- ・毎週の生活指導夕会での情報交換

【いじめの未然防止】

- ・校内委員会の定期的な実施
- ・いじめ防止対策委員会の設置(校長・副校長・主幹・養護教諭・生活指導部担当・学級担任・コーディネーター・カウンセラー)
- ・学級活動の時間を生かしての児童の自己理解、他者理解を深める取組の工夫 ・あいさつ運動(6・11月)
- ・児童会の取組(月替わりでの毎朝の校門前のあいさつ当番、児童会のポスター、スローガン等)
- ・アンケートの実施時期(毎学期に一度実施、児童の学校評価)
- ・情報モラル教育の推進 スマートフォン等を使用したSNSの利用の仕方 保護者への働きかけ(学校説明会・保護者会・学校便り・セーフティ教室等)
- ・5年生の児童が人権標語を毎年作成し、6年次に学校のフェンスに掲示 ・「いのちと心の教育月間」の取り組み(12月)
- ・全学級での「いじめに関する授業」の実施(年3回 6月・11月・2月)

【早期発見】

- ・日々の看護当番の見回り、日誌での情報交換・各担任と学年主任、専科教諭、各主事との日常的な情報交換
- ・毎週の生活指導夕会での情報交換・「いじめ相談窓口」の開設 担当者、児童・生徒・保護者・地域への周知方法(4月の学校便り) ・ふれあい月間(6・11月・2月)におけるアンケート調査の実施
- ・小学校5年生の児童に対するスクールカウンセラーによる全員面接の実施

○スクールカウンセラーとの連携

- ・児童・生徒の実態把握やケアの取組内容(転入後すぐの情報交換・実態把握・現状報告)
- ・1学期の5年生全員面接

○保護者・地域との連携

- ・月に一度の公開行事または授業公開・学校だより
- ・健全育成委員会、地区協議会、PTAとの連携

具体的ないじめへの対応(早期発見、重大事態への対応)

生活指導主任会報告内容(いじめを認知し、学校で組織的に対応する場合)

<p>①実態把握の観点</p> <p>朝の会、各学習時間など学校生活全体で担任がいじめ発見のチェックシートを活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員相互の密な情報交換 ・アンケートによる実態把握 ・スクールカウンセラーとの情報交換 ・保護者との連携 	<p>②指導・支援の基本姿勢</p> <p>看護当番日誌、生活指導夕会を生かしての情報収集、組織を生かしての情報の共有</p> <p>被害者、加害者双方からの情報収集、実態把握</p> <p>組織を生かして、担任と共に指導・支援</p>	<p>③<被害児童・生徒の支援></p> <p>夕会を生かしての全校教職員での情報共有</p> <p>カウンセラーの活用</p> <p>保護者との連携</p> <p><加害児童・生徒の指導></p> <p>担任と生活指導主任等が同席しての児童聞き取り、指導 保護者との連携</p>
---	---	--

生活指導主任会報告内容(教育委員会や関係諸機関と連携して対応する場合)

●関係諸機関との連携

連携機関⇒指導室、教育相談所、子ども家庭支援センターすこやか、多摩児童相談所、調布警察署等(必要に応じて、調布学園、児童館、学童保育所)

*重大事態への対処

●いじめが「重大な事態」と判断された場合の手順

- ①教育委員会へ報告し、教育委員会が設置する組織との連携・協力をする。
- ②いじめ対策委員会の開催
- ③被害の児童・生徒への緊急危難措置の検討、実施
- ④加害の児童・生徒への懲戒や出席停止の検討
- ⑤警察や児相等との連携
- ⑥緊急保護者会の開催

年間指導計画												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
各教科	調布特別支援学校との交流						「いのちと心の教育」					
生活指導	生活指導全体会			ふれあい月間			生活指導全体会			ふれあい月間		
学校行事	入学式 始業式			終業式			始業式 全校遠足	運動会	音楽会	終業式 児童学校評価	始業式	修了式 卒業式
特別活動	集団生活のルール 防災の授業	ふれあい月間		夏休みの過ごし方				ふれあい月間		冬休みの過ごし方 いのちと心の教育	ふれあい月間	春休みの過ごし方
道徳	防災の授業	いじめに関する授業				いじめに関する授業			いのちと心の教育			
家庭・地域	保護者会	健全育成地区懇談会			道徳授業地区公開講座			道徳授業地区公開講座			保護者会	保護者会